

京都府立医科大学附属病院及び附属北部医療センター総合医療情報システム更新に係る詳細設計業務委託に関する質問及び回答

No	項目	質問内容	回答
1	募集要領 3 参加資格(7)	「本業務の履行を第三者に委任又は請け負わせることなく実施すること。」とありますが、第三者に該当する社員ではなく自社の社員であることを証明するものを提示する必要はございますでしょうか。または、候補者の選定に際して、ご確認いただく機会はございますでしょうか。証明するものとは、在籍する会社の社員証および健康保険証の両方を提示することを想定しています。	参加表明書において「参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約」することとしているため、現時点では受託業者の職員であることを証明するものを提示していただく必要はございません。
2	募集要領 7 応募書類 (2)企画提案書の作成方法	企画提案書を作成するにあたり、「真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。」とありますが、これは個人を特定できる情報は必要な場合を除き記載しないと解釈してよいでしょうか。企画提案書に弊社の企業名や企業を類推できるロゴ、コーポレートカラーを使用することは問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要領 8 評価方法等 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーション及びヒアリングに参加できる人数に制限はございますでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングの参加人数は、3名以内とさせていただきます。
4	募集要領 8 評価方法等 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーション及びヒアリングにおける1社あたりの持ち時間をご教示いただけませんか。弊社からのご説明に充てられる時間、質疑応答の時間をそれぞれご教示いただけませんか。	1社あたり、プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定しています。
5	募集要領 8 評価方法等 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションでのご提案内容の説明においては企画提案書に沿ってご説明する想定ですが、必要に応じてご説明用に企画提案書の抜粋資料をMS-PowerPoint等で作成し、プレゼンテーション当日に使用させていただくことは可能でしょうか。	必要に応じて企画提案書の抜粋資料を作成することを可とします。応募書類提出時に企画提案書と同部数(15部)及び電子データ(1部)を提出してください。
6	募集要領 8 評価方法等 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションでは企画提案書(または抜粋資料)を投影させていただき、ご説明させていただくことは可能でしょうか。その際、PCは弊社持ち込みとし、プロジェクタ(接続ケーブル含む)やスクリーン、大型ディスプレイ等をお借りすることは可能でしょうか。	プレゼンテーションでは、PCを持ち込んでいただき、本学が準備するプロジェクターまたは大型ディスプレイをご利用いただく予定です。なお、企画提案書の抜粋資料を作成し、プレゼンテーションで使用する場合は、応募書類提出時に申し出てください。
7	募集要領 8 評価方法等 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションの実施について、実施時期の提示はいつごろ予定されていますでしょうか。	令和5年5月16日(火)午前に実施を予定しています。なお、時間については、参加表明書等が出そろった段階で決定し、別途連絡を予定しています。
8	企画提案仕様書 10 企画提案書作成要領	企画提案書にページ制限はございますでしょうか。制限がある場合、表紙や目次を含むか否かと合わせてページ数をご指定いただけないでしょうか。	企画提案書にページ制限はありませんが、質問項目4のプレゼンテーションの時間内で全て説明できるようご準備ください。
9	提出書類一覧 ①参加表明書	医療情報システムの導入または更新に係る詳細設計業務の契約書の写しを添付するとのことですが、他施設様とのご契約内容となるため金額情報については黒塗り等で伏せた状態でご提出させていただいてよろしいでしょうか。	金額情報については、黒塗りする等伏せた状態で提出することを可とします。
10	提出書類一覧 ①参加表明書	「病床数500床以上の医科系大学の附属病院またはこれに類する病院における電子カルテシステムを核とする医療情報システムの導入または更新に係る詳細設計業務の契約書の写しを添付してください。(過去5年以内)」と記載がありますが、契約書の写しの提出について契約施設の許可が下りず提出出来ない場合、弊社書式で契約実績をお示する形でも問題ないでしょうか。	契約先、契約元、業務内容(当該業務を受託していること)を示すことができる書類であれば、契約書以外の書類の写しを提出いただいても構いません。
11	提出書類一覧 ④価格提案書	本事業に係る一切の所要経費及び参考経費を記載することですが、これは詳細設計業務にかかる一切の費用と解釈してよいでしょうか。また、所要経費及び参考経費となっておりますが、区別した記載が必要でしょうか。その場合、どのような考え方にに基づき、所要経費と参考経費を区別するのがよろしいでしょうか。	価格提案書には、本事業に係る一切の所要経費及び参考経費を記載してください。所要経費及び参考経費の区別を記載する必要はございません。

質問の文言は一部、不明確な場合を除き原則、質問者の記載した原文のまま利用している。なお、本院において同様の内容と判断されるものはまとめて回答している。